

KSAS利用規約の一部改正（概要）

For Earth, For Life
くぼた

令和2年3月に農林水産省が策定した「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（GL）の趣旨・内容を踏まえ、KSAS会員からのデータの提供とその適切な利活用を促進するため、2021年1月6日付で弊社「KSASサービス利用契約に関する会員規約」（KSAS規約）の一部改正を実施。

主な改正の内容

①KSASサービス利用の中で取り扱われる各種データについて、KSAS会員の利用権限を明確化【第2条（12）～（18）】【第八章 第24条～第31条】

- 弊社がKSAS会員から受領するデータを「営農データ」・「稼働データ」に区分けし、さらにこれらデータを加工等することによって新たに生じたデータを「派生データ」と定義。
- KSAS会員および弊社における上記データの利用権限を明記。

②①の各種データの管理・漏えい時の対応・責任の明確化【第八章 第32条～第35条】

- KSAS会員および弊社における各種データの管理責任・管理方法を明記。
- KSAS会員および弊社における各種データの漏えいや、第三者との紛争発生時の対応内容や責任について明記。

GLとKSAS利用規約との差異（概要）

For Earth, For Life
くぼた

「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（GL）とKSAS規約との実質的な内容の差異は、以下のとおりとなっています。ご確認をお願いします。※イメージ図は次Pを参照ください。

GLとKSAS規約との差異①「稼働データの利用制限等」

GL

- GL(P 71) の別紙4では、当初データ（営農データ・稼働データ）であれば一律「**データ開示者（会員）は、利用目的による制限無しに自己利用できる（無断改変も可能）**」としています。
- 他方、**データ受領者（弊社）は、「当初データについて、規定された目的の範囲内でのみ自己利用できる」とし、同データを「処分等の行為（譲渡・ライセンス）」をすることも制限**されています。

KSAS規約

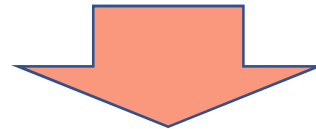
- KSAS規約では、**当初データを「営農データ」・「稼働データ」に分類した上で**関連する権利義務について規定しています。
- KSAS規約第28条では、**会員は、稼働データの自己利用は可能ですが無断改変はできない**としています。
- 他方、KSAS規約第27条では、**弊社は、利用目的による制限無しに稼働データを自己利用できる**とし、**稼働データの処分行為も制限なく可能**としています。
- 上記理由は、**稼働データは、営農データと異なり、①主として弊社（メーカー）にとって意味のある情報であること、②弊社の営業秘密が含まれること、等の事情を考慮したためです。**

「稼働データの利用制限等」 スキーム（イメージ図）

GL

当事者	目的による制限	自己利用	第三者への提供 （譲渡またはラ イセンス）
会員	なし	自由	制限
クボタ	あり	自由（但し、目 的の範囲内）	制限

KSAS規約



赤字が変更点

当事者	目的による制限	自己利用	第三者への提供 （譲渡またはラ イセンス）
会員	なし	自由（無断改変 不可）	制限
クボタ	なし	自由	制限なし

GLとKSAS利用規約との差異（概要）

For Earth, For Life
くぼた

「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（GL）とKSAS規約との実質的な内容の差異は、以下のとおりとなっています。ご確認をお願いします。※イメージ図は次Pを参照ください。

GLとKSAS規約との差異②「利用状況の確認」

GL

- GL(P 81) の第10条「利用状況の確認および監査」では、「**弊社および会員は、相手方に対し、①利用状況の報告要請に加え、②1年に1回を限度として、データの利用状況の監査を実施できる**」としています。
⇒ 会員または弊社によるデータ漏洩や目的外利用等のおそれがある場合に速やかに利用状況を確認するため。

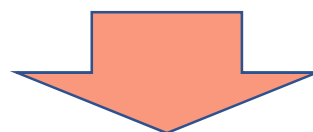
KSAS規約

- KSAS規約 第32条「利用状況の報告」では、GL第10条の「**弊社および会員の監査権**」に代わり、**会員のみ**「**詳細な問い合わせ**」を弊社のKSASサービスデスクに対して行うことができるものとしています。

「利用状況の確認」スキーム（イメージ図）

GL

当事者	利用状況の報告要請	監査
会員	可能	可能
クボタ	可能	可能



KSAS規約

赤字が変更点

当事者	利用状況の報告要請	詳細な問い合わせ
会員	可能	可能
クボタ	可能	不可